

中野市栗和田浄水場小水力発電事業に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、中野市（以下「市」という。）が推進する「中野市栗和田浄水場小水力発電事業」を実施する事業者（以下「事業者」という。）の選定について、参加資格、手続きを定め、最適な事業者を選定することを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業名

中野市栗和田浄水場小水力発電事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業内容

栗和田浄水場へ導水する中野第2水源からの管路において生じる圧力と浄水処理に必要な圧力との差圧（以下「余剰エネルギー」という。）を事業者に提供し、併せて小水力発電用設備（以下「発電設備」という。）の設置に伴う場内用地の使用を許可する。

事業者は、自らの全額出資により発電設備の設置、維持管理及び事業運営を行い、市に対して、余剰エネルギーの提供を受けることによる対価を支払うものとする。

事業者は、本事業に伴う発電設備について、事業期間終了後に事業者の負担と責任において速やかに撤去し、現地を原状回復することとし、本事業の継続等を希望する場合は、市と協議するものとする。

なお、事業の詳細は、別紙「中野市栗和田浄水場小水力発電事業仕様書」のとおり

(3) 事業期間

発電開始日から起算して20年間とする。ただし、設計及び設置工事の期間、並びに事業終了後の設備撤去期間は含まない。

3 使用料

(1) 余剰エネルギーの使用料

市が提供する余剰エネルギーの対価については、発電電力量1kWhあたりの下限価格を10銭単位（消費税及び地方消費税を除く10銭単位）とし、事業者の提案によるものとする。

ただし、経済事情の変動等により、使用料が適正でないと判断した場合は、事業期間中であっても、双方の協議により使用料を変更することができることとする。

(2) 行政財産の使用料

中野市栗和田浄水場小水力発電事業仕様書の5(8)により免除する。

4 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、参加表明書を提出する日において、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限時において、令和4・5・6年度中野市物品等競争入札参加資格者

名簿の【電力・都市ガス】の「701C 電力買受」に登録がある者であること。

- (3) 参加表明書の提出期限時において、中野市における製造の請負、物品の買入れその他の契約に関する規則（平成17年中野市規則第43号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 中野市暴力団排除条例（平成24年中野市条例第8号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
- (6) 納税すべき国税及び地方税に滞納がない者。
- (7) 平成30年度以降、この事業の公告の日までに上水道施設内の原水等が流れる管路に設置した小水力発電設備（100kW以下）を自社で設置・運用し、かつ、その運用収益の一部を上水道施設の管理者（水道事業者）に還元した実績を5ヶ所以上有すること。

5 参加表明書の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出部数

ア 参加表明書（様式1）	1部
イ 事業者概要調書（様式2）	4部
ウ 業務実績調書（様式3）	4部
エ 消費税及び地方消費税の納税証明書	1部
オ 本店所在地の市区町村が発行する納税証明書	1部

(2) 提出期間

ア 期間 令和5年5月1日（月）から令和5年5月19日（金）まで
（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

イ 時間 午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

中野市三好町一丁目3番19号
中野市建設水道部上下水道課上水道係（市役所3階）

(4) 提出方法

持参又は送付（郵送、宅配業者等による信書便）による。ただし、送付の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期限までに必着とする。

なお、配達の遅延等の不都合により期限内に提出できなかった場合においても、提出期間延長等の特別な措置は行わない。

(5) 参加資格の確認及び企画提案書の提出要請

市は、参加表明書の提出があった者（以下「参加表明者」という。）について、提出された参加表明書に基づき、参加資格の適格を確認し、適格者と認めた参加表明者（以下「参加適格者」という。）に参加資格の確認結果と企画提案書の提出要請をするものとし、その

他の参加表明者（以下「参加不適格者」という。）には参加資格の確認結果を通知するものとする。

(6) 参加不適格者に対する理由の説明

参加不適格者は、市に対してその理由の説明を求めることができる。

6 企画提案書の受付

参加適格者は、次により企画提案書を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ア 企画提案提出書（様式4） 1部
- イ 企画提案書（様式5） 4部
- ウ イのデータを記録したCD等 1部

(2) 提出期間

ア 期間 令和5年5月26日（金）から令和5年6月12日（月）まで
（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

イ 時間 午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

中野市三好町一丁目3番19号
中野市建設水道部上下水道課上水道係（市役所3階）

(4) 提出方法

持参又は送付（郵送、宅配業者等による信書便）による。ただし、送付の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期限までに必着とする。

なお、配達の遅延等の不都合により期限内に提出できなかった場合においても、提出期間延長等の特別な措置は行わない。

(5) 企画提案書の作成方法

別紙「中野市栗和田浄水場小水力発電事業企画提案書作成要領」を参照すること。

(6) 企画提案書に係るプレゼンテーション

企画提案書に基づき、企画提案書提出者（以下「提出者」という。）によるプレゼンテーションを実施する。

ア 期日 令和5年6月28日（水）

イ 時間 提出者に別途通知する

ウ プレゼンテーションへの出席者は、事業者の責任者を含めて5人以内とする。

7 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間

① 参加表明書に関して

令和5年4月27日（木）から令和5年5月10日（水）まで
（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

② 企画提案書に関して

令和5年5月25日（木）から令和5年5月31日（水）まで
（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

イ 提出先

中野市建設水道部上下水道課上水道係

電子メール [jyogesui@city.nakano.nagano.jp](mailto: jyogesui@city.nakano.nagano.jp)

ウ 提出方法

質問書（様式6）に質問事項を入力し、原本ファイルのまま保存した電子データを電子メールの添付ファイルとして送信すること。

なお、送信後、市へ着信の確認を行うこと。

(2) 質問への回答

ア 回答期限

① 参加表明書に関して

令和5年5月15日（月）

② 企画提案書に関して

令和5年6月6日（火）

イ 回答方法

回答期限までに市公式ホームページに掲載する。

(3) 質問内容

参加表明書及び企画提案書の作成又は提出に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

8 最適候補者の選定

(1) 審査委員会

最適候補者及び次点者を選定するため、「中野市栗和田浄水場小水力発電事業プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

なお、審査の公正を期すため、審査委員名簿は審査結果に併せて公表するものとする。

(2) 企画提案書の評価・審査

ア プレゼンテーションの実施

審査委員会は、前記6(6)に基づく提出者によるプレゼンテーションを実施するものとする。

イ 企画提案書の評価

審査委員会は、「中野市栗和田浄水場小水力発電事業に係る公募型プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき、企画提案書を評価するものとする。

ウ 最適候補者の選定

審査委員会は、審査要領に基づき、最適候補者及び次点者を選定するものとする。

なお、参加申込事業者が1者の場合もプロポーザル審査を実施する。

(3) 審査結果の取扱い

ア 審査結果は、企画提案者に通知するものとし、後日公表するものとする。

イ 審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けないものとする。

9 特記事項

- (1) 仕様書に定めのない事項で、事業に必要な事項については、本市と本事業受託者（以下「受託者」という。）との間で協議し、その都度定める。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密は他人に漏らしてはならない、また、契約期間終了後においても同様とする。

10 その他

(1) 失格

参加表明者が、次のいずれかに該当する場合、失格とすることがある。

- ア 審査委員会委員、事務局関係者に、本プロポーザルに関して、不正な接触又は要求をした場合
- イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合

(2) 参加の辞退

参加適格者は、企画提案書提出期限まで随時、参加を辞退することができるものとする。
この場合、書面に理由等を記載し、市に提出するものとする。

(3) 追加資料の提出

提出された書類に関して、市から内容確認の問い合わせ又は追加資料の提出を求められた場合、参加表明者は、対応するものとする。

(4) 本プロポーザル後の契約の予定

ア 最適候補者との契約

市は、最適候補者と随意契約により契約するものとする。

イ 最適候補者は、契約の締結ができないことが明らかになった場合、速やかに書面により届け出ること。

ウ 市は、最適候補者が契約の締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合又はその他の理由によって契約ができなくなった場合、最適候補者との交渉を取りやめ、次点者と交渉するものとする。

(5) 提出後の参加表明書又は企画提案書の内容変更

提出後の参加表明書又は企画提案書の内容変更は、原則として認めない。

(6) 企画提案の履行

受託者は、企画提案書に基づき、誠実に責任をもって履行すること。

ただし、企画提案書のうち、市が不要と認めるものは除くものとする。

(7) その他

ア 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

イ 参加表明書、企画提案書、ヒアリング等に要する一切の費用は、参加表明者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書及び企画提案書の取扱い

- ① 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。
- ② 提出された書類及びデータの著作権は、第三者に帰属すべきものを除き、各提出者に帰属するものとする。

ただし、受託者に選定された者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は受託者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- ③ 提出された書類及びデータに第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。
- ④ 第三者の著作物の使用の責めは、使用した参加表明者に全て帰するものとする。
- ⑤ 提出された参加表明書及び企画提案書は、参加者の技術情報であることから公表しない。

また、中野市情報公開条例（平成17年中野市条例第23号）の規定により請求があった場合には、参加申込事業者の確認の上、第三者に開示するものとする。ただし、参加事業者が事業を営むうえで競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報については、非開示とする場合がある。